

平成 25 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

平成 25 年 11 月 1 日証券取引等監視委員会
の勧告に関する進捗について

平成25年11月1日付で証券取引等監視委員会（以下「監視委」）が公表した、当社取締役であり当社子会社の株式会社ウェッジホールディングス（以下「ウェッジ社」）の元取締役である個人に対する課徴金勧告につきまして、当該個人と連絡をとり、状況の確認をいたしましたので以下の通りご報告させていただきます。

本件勧告の公表がなされてから、本日現在まで当該個人に連絡、通知等はないとのことです。

当社およびウェッジ社に対しましても、一切の連絡や通知、調査等はございませんので、現時点においても監視委の主張の詳細は不明です。

また、当該個人によりますと「このような課徴金勧告を受けることは心外であり審判ないし裁判において事実を証明する」また、「（当該個人が）タイ王国において上場会社の取締役として従事していることは公知の事実であり、監視委等が知らないということはないと考えている。しかしながら現在に至るまで通知等がないため、連絡先を通知する書面を送付した。早急に公の場で事実を証明することを望んでいる。」とのことです。

その他、本件勧告については以下の URL をご参照ください。

* 平成 25 年 11 月 1 日「本日の証券取引等監視委員会の勧告について」

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/IR/NEWS/2013/i20131101.pdf

* 平成 25 年 11 月 4 日「2013 年 11 月 1 日証券取引等監視委員会勧告について、当社代表取締役社長此下竜矢が解説申し上げます。

<http://www.wedge-hd.com/IR/irnews/2013/i20131104.html>

そもそも本件勧告自体、事実と明確に異なると考えておりますので、当該個人に協力し、今後の金融庁における審判ならびに裁判において、ウェッジ社の取引等が開示の通り適切であったことなどを証明してまいります。

当社といたしましては、今後も、中期事業計画の実現に向け業績伸張、企業価値向上を目指して邁進して参りますので、本件につきましても何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上